

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 消費税滞納は振替納税で

**Q** : 私は、今年から消費税の課税事業者になりましたので、次の申告時には消費税を納めなければなりません。納税は振替納税を推奨しているとのことですが、現金納付でもいいのですか？

**A** : もちろん、構いませんが、国税庁では、滞納が増えないようにと振替納税を推奨しているとのことです。

### 【解説】

国税庁は、今年から消費税の新規課税事業者が大幅に増えることから、その滞納防止策として、金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされることで納税が完結できる振替納税を推進していく方針を打ち出していますが、必ずしも振替納税をしなければならないということではありませんので、もちろん、納付書で金銭納付することも認められます。

ただ、振替納税は、納税者が金融機関口座を指定して、税務署に届ければ納税額が引き落とされる仕組みになっていますので、納税のためにわざわざ税務署や金融機関に行く必要はありませんし、また、振替納税は4月末に口座引き落としされ、本来の納付期限より1ヶ月ちょっと猶予があるというメリットもありますので、検討してみられてはいかがでしょうか。

国税庁は、この振替納税で消費税の滞納を未然に防ごうとしているようですが、すでに所得税を滞納している消費税滞納予備軍が7万人もいるとのこと。果たしてうまくいくのやら。

